市 民 税 係

市民税の課税状況

(1) 納税義務者

	区分	平成 17 年度	個人比率	前年度	個人比率
ア	個人分	29,293 人		29,165 人	
	普通徴収	14,453人	49.3%	14,287 人	49.0%
	特別徴収	14,840人	50.7%	14,878 人	51.0%
1	法人分	1,641 社		1,637 社	
	1号法人	5 社		5 社	
	2号法人	0 社		0 社	
	3号法人	111 社		114 社	
	4号法人	10 社	均等割納税義	11 社	均等割納税義務
	5 号法人	38 社	務者数	35 社	者数
	6 号法人	10 社		10 社	
	7号法人	201 社		202 社	
	8号法人	5 社		6 社	
	9号法人	1,261 社		1,254 社	

(2) 調定額(現年度)

	区分	平成 17 年度	調定額比率	前年度	調定額比率
ア	個人分	2,951,540 千円	85.7%	2,844,478 千円	84.7%
	普通徴収	1,119,549 千円	37.9%	1,028,767 千円	36.2%
	納税義務者 1人当たり	77,461 円	(普徴/個人)	72,007円	(普徴/個人)
	特別徴収	1,831,991 千円		1,815,711 千円	
	(内退職分)	27,430 千円	62.1% (特徴/個人)	66,933 千円	63.8% (特徴/個人)
	納税義務者 1人当たり	123,449 円		122,040 円	
1	法人分	493,187 千円	14.3%	514,154 千円	15.3%

(3) 特別減税額の状況

普通徴収 93,344 千円 所得割納税義務者 1 人当たり 7,376 円特別徴収 214,741 千円 所得割納税義務者 1 人当たり 15,287 円

(4) 所得の状況 17.7.1現在

区分	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の 所 得 者	譲渡所得者 分離課税者
総所得金額(千円	75,084,320	4,310,744	0	7,893,392	1,862,405
所得割額千円	2,467,853	144,803	0	285,490	218,558
納税義務者数(人)	21,823	1,371	0	2,589	248
1人当たりの 所 得 額(千円	3,440	3,144	0	3,048	7,509
1人当たりの 所 得 割 額(円)	113,084	105,618	0	110,270	881,282

(市町村税の課税状況等の調による。)

(5) 控除額の状況

17.7.1現在

区 分 人 数 (人) 控除額(千円) 雑 損 5 5,103 医療費 2,252 462,385 社会保険料 24,118 11,527,505 小規模企業共済等掛金 339 145,381 生命保険料 19,358 779,872 損害保険料 11,178 36,355 寄付金 3 310 障害者 635 184,900 老年者 2,151 1,032,480 事婦(大) 428 121,600 動労学生 1 260 配偶者特別 343 77,820 技養 7,504 2,502,720 民傷者特別 343 77,820 技養 7,263 4,449,200 同居特障 166 38,410 基 26,031 8,590,230 稅額控除 2 2,578 外国稅額 1 5													
医療 費 2,252 462,385 社会保険料 24,118 11,527,505 小規模企業共済等掛金 339 145,381 生命保険料 19,358 779,872 損害保険料 11,178 36,355 寄付金 3 310 障害者 635 184,900 老年者 2,151 1,032,480 寡婦(夫) 428 121,600 勤労学生 1 260 配偶者 7,504 2,502,720 配偶者特別 343 77,820 扶養 7,263 4,449,200 同居特障 166 38,410 基礎 26,031 8,590,230 税額控除 当 264 2,578		X		分			人	数	(人)	控	除	額	(千円)
社会保険料 24,118 11,527,505 小規模企業共済等掛金 339 145,381 生命保険料 19,358 779,872 損害保険料 11,178 36,355 寄付金 3 310 障害者 635 184,900 老年者 2,151 1,032,480 寡婦(夫) 428 121,600 動労学生 1 260 配偶者特別 343 77,820 扶養 7,263 4,449,200 同居特障 166 38,410 基礎 26,031 8,590,230 税額控除 E 当 264 2,578	雑				į	員			5				5,103
小規模企業共済等掛金 339 145,381 生命保険料 19,358 779,872 損害保険料 11,178 36,355 寄付金 3 310 障害者 4 635 184,900 老年者 2,151 1,032,480 寡婦(夫) 428 121,600 動労学生 1 260 配偶者特別 343 77,820 扶養 7,263 4,449,200 同居特障 166 38,410 基礎 26,031 8,590,230 税額控除 264 2,578	医	拼	奈		Ī	豊			2,252				462,385
生命保険料 19,358 779,872 損害保険料 11,178 36,355 寄付金 3 310 障害者 635 184,900 老年者 2,151 1,032,480 寡婦(夫) 428 121,600 動労学生 1 260 配偶者 7,504 2,502,720 配偶者特別 343 77,820 技養 7,263 4,449,200 同居特障 166 38,410 基礎 26,031 8,590,230 税額控除 配当 264 2,578	社	会 化	呆	険	¥	料			24,118			11,	527,505
損害保険料 11,178 36,355 寄付金 3 310 障害者 635 184,900 老年者 2,151 1,032,480 寡婦(夫) 428 121,600 勤労学生 1 260 配偶者 7,504 2,502,720 配偶者特別 343 77,820 扶養 7,263 4,449,200 同居特障 166 38,410 基礎 26,031 8,590,230 税額控除 配当 264 2,578	小	規模企業	共	済 等	掛 3	金			339				145,381
寄付金 金 3 310 障害者 635 184,900 老年者 2,151 1,032,480 寡婦(夫) 428 121,600 動労学生 1 260 配偶者 7,504 2,502,720 配偶者特別 343 77,820 扶養 7,263 4,449,200 同居特障 166 38,410 基礎 26,031 8,590,230 税額投除 配当 264 2,578	生	命(呆	険	X	料			19,358				779,872
障害者 者 635 184,900 老年者 2,151 1,032,480 寡婦(夫) 428 121,600 勤労学生 1 260 配偶者 7,504 2,502,720 配偶者特別 343 77,820 扶養 7,263 4,449,200 同居特障 166 38,410 基礎 26,031 8,590,230 税額控除 264 2,578	損	害(呆	険	X	料			11,178				36,355
老 年 者 2,151 1,032,480 寡 婦 (夫) 428 121,600 勤 労 生 1 260 配 偶 者 7,504 2,502,720 配 偶 者 別 343 77,820 扶 章 7,263 4,449,200 同 居 特 166 38,410 基 礎 26,031 8,590,230 税 額 控 当 264 2,578	寄	1	र्न		Š	金			3				310
寡 婦 (夫) 428 121,600 勤 労 生 1 260 配 偶 者 7,504 2,502,720 配 偶 者 別 343 77,820 扶 養 7,263 4,449,200 同 居 特 節 166 38,410 基 礎 26,031 8,590,230 税 額 控 当 264 2,578	障	害者			皆		635					184,900	
勤 労 学 生 1 260 配 偶 者 特 別 343 77,820 扶 養 7,263 4,449,200 同 居 特 障 166 38,410 基 遊 26,031 8,590,230 税 額 控 除 配 当 264 2,578	老	年者			2,151				1,032,480				
配 周 者 7,504 2,502,720 配 周 者 特 別 343 77,820 扶 養 7,263 4,449,200 同 居 特 障 166 38,410 基 逆 26,031 8,590,230 税 額 控 当 264 2,578	寡	þ	帚		(夫)			428				121,600
配 偶 者 特 別 343 77,820 扶 養 7,263 4,449,200 同 居 特 障 166 38,410 基 碳 26,031 8,590,230 税 額 控除 配 当 264 2,578	勤	労		学	4	ŧ			1				260
扶 養 7,263 4,449,200 同 居 特 障 166 38,410 基 遊 26,031 8,590,230 税 額 控 当 264 2,578	配	1	禺		ā	当			7,504			2,	502,720
同 居 特 億 166 38,410 基 碳 26,031 8,590,230 税 額 控 当 264 2,578	配	偶	耆	特	5	訓			343				77,820
基 礎 26,031 8,590,230 税額按除 型 264 2,578	扶				ī	蹇			7,263			4,	449,200
税 額 控 除 当 264 2,578	同	居		特	ß	章			166				38,410
税 額 控 除 	基				7	楚			26,031			8,	590,230
外 国 税 額 1 5	ŦĦ	好 坎 吃	配		2	当			264				2,578
	竹儿	部 任 味	外	国	税	預			1				5

(市町村税の課税状況等の調による。)

(6) 扶養控除人員別納税義務者数

(単位:人)

扶	養 控 除 人 員	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上
納税義	平成 17 年度 (17. 7 .1 現在)	15,595	4,828	2,760	2,186	550	112
務者数	前 年 度 (16.7.1現在)	15,338	4,364	2,721	2,209	589	112

(市町村税の課税状況等の調べによる。)

(7) 非課税者の状況

(単位:人)

X	5	τ [']	生活保護	障害者	未成年者	老年者	寡婦・夫	妻につき	均等割	計
普通	徴	収	283	255	760	6,029	304	0	6,301	13,932
特別	徴	収	0	24	90	108	74	0	628	924
平成 17: (17.10.	1 現存	E)	283	279	850	6,137	378	0	6,929	14,856
前年原(16.10.			246	279	829	6,050	390	356	6,742	14,892
(構) () () () () () () () () ()			1現活給る1、護でと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	合計所得金	額が、125万	円以下であ	ること。	所非あ割義う計す夫市所るる得課りの務夫をると内を者こ割税均納をと一妻同に有でとがで等税負生に、一住すあ	合金万の数たの除偶扶を場万算あ そ控配び族1た計額円 を金者対者養有合円以る 家の除偶扶のを数所がに家乗餌が象又親すはを下と 族者対者養数加得35そ族じそ控配は族る22加で。 めの象及親にえ	